

○英米貨債戦前利札等の処理について

(昭和32年7月2日 蔵理第7167号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

英米貨債戦前証券及び利札（戦前に支払期日の到来した証券及び利札で未払となっているもの）及び米貨債番号不明利札（証券番号が不明のまま旧外貨債処理法により借り換えられた証券に対応する利札）については、従来国庫金の運用として買取保有の措置をとっているが、英米貨債戦前証券及び利札のうち国債及び旧外貨債処理法施行前に政府が債務を承継した銘柄に係るもの（以下政府債戦前証券利札という。）については予算措置がとられたため直接元利払資金により支払うことが適当であり、また番号不明利札については受諾額が債額を超えたときこれを番号不明利札として取り扱うことが適当であるので、この取扱を下記の通り改正することとし8月1日から実施することとしたので、財務代理人に対する指示等所要の手続を進められたい。

なお、政府債以外の戦前証券利札については、従来と同様の手続により国庫金による買取を継続する。

記

政府債戦前証券利札

- (イ) 実施期日までに買取保有している証券及び利札は元利払資金により支払を行い、証券及び利札は廃消する。
- (ロ) 買取資金として財務代理人に預託してある特別預託金勘定に属する資金残高は、外債元利払勘定に組替える。
- (ハ) 上記(ロ)の組替により外債元利払勘定に受け入れた資金は、銘柄別に「戦前期日到来分」として区分整理する。
- (ニ) 今後証券又は利札の提示があつたときは、上記(ハ)の資金をもつて支払い、回収された証券又は利札は直ちに廃消する。

番号不明分利札

- (イ) 実施期日までに買取保有している利札は、各利渡期毎にその渡期に属する利払資金をもつて支払い、別口預金として保有中の利札は払出の上消却する。
- (ロ) 上記(イ)の支払により特別預託金勘定に受け入れた資金は、各銘柄毎に本改正実施直後の利渡期の利払資金の一部に充当する。
- (ハ) 今後到来する利渡期においては、番号不明分利札としての買取は廃止し、受諾額が債額を越えたときは別途資金を手当する。
- (ニ) この措置の実施により番号不明分利札は、交付済の利払資金により消却されるため利払手数料と買取手数料とが二重に交付されたこととなるので、交付済の買取手数料は本件実施直後の利払手数料の一部に充当する。